

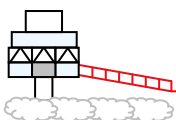
紋別市では、多くの支援制度を設けて 企業のみなさまをお待ちしております

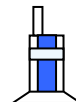
◇ 企業立地に対する助成金 (北海道・紋別市)

分類	対象業種	対象要件		助成率 または助成額	限度額	累積限度額	
		投資額	雇用増				
紋別市	施設設置助成	製造業 試験研究施設 先端技術産業 (コールセンター・データセンターおよび 日本標準産業分類に定める情報サービス業 並びにインターネット附随サービス業)	新・増設 3,000万円 以上	5人以上 (工業地域・ 準工業地域 への立地は 3人以上)	投資額の 10/100	5,000 万円	同一企業の 施設等につき 2億5千万円
	雇用増助成			5人以上	従業員1人 あたり 20万円	1,000 万円	—
	施設設置助成 (特例)	製造業	新設 10億円以上	10人以上	助成の額等については 議会の議決を経て決定		
		卸売業	新設 1億円以上				
		社会福祉施設 および 教育施設	新設 2億円以上				
先端技術産業 (コールセンター・データセンターおよび 日本標準産業分類に定める情報サービス業 並びにインターネット附随サービス業)、 医療施設、観光・リゾート産業施設および これに類似する公益上、産業振興上必要 と認められる産業施設	新設 3億円以上						
技術習得助成	製造業	誘致する産業で、特殊技術者確保のための技術習得が必要と認められるもの		経費の 1/2 以内	1人 あたり 30万円	—	
北海道	類型Ⅱ	・市町村連携促進分野 製造業 自然科学研究所 高度物流関連事業 データセンター事業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 コールセンター事業	新・増設 2,500万円 以上	5人以上	投資額の 4% (企業立地促進法 指定業種に該当 する新設の場合 投資額の8%)	1億円	同一企業 につき 3億円
			〔市町村が行う立地助成措置の対象であること〕		雇用増1人 あたり 50万円 (6人目から支給)	5,000 万円	—

◇ 特別償却制度 (国)

内容	対象業種	対象設備	取得価額		特別償却		根拠法令
			機械・装置	建物等	機械・装置	建物等	
設備投資減税 (特別償却)	・製造業 ・コールセンター ・旅館業	機械・装置、建物、附属設備 (旅館業は機械・装置のみ)	2,000万円超		10%	6%	過疎法





課税免除 (北海道・紋別市)

税目	対象業種	対象設備	取得価額合計	内容	備考
不動産取得税 (道税)	製造業 コールセンター 旅館業	建物、建物の土地	2,700万円超	課税免除	・土地については、取得から1年以内に建物建設着手が必要
	製造業、運輸業、情報通信業、コールセンター、卸売業、自然科学研究所		2億円超		・土地については、取得から1年以内に建物建設着手が必要
	農林漁業関連業種		5,000万円超		・業種は各種指定あり
固定資産税 (市税)	製造業 コールセンター 旅館業	機械、装置、建物、建物の土地	2,700万円超	3年間課税免除	・土地については、取得から1年以内に建物建設着手が必要
	製造業、運輸業、情報通信業、コールセンター、卸売業、自然科学研究所	建物、建物の土地、構築物、附属設備	2億円超		・土地については、取得から1年以内に建物建設着手が必要
	農林漁業関連業種		5,000万円超		・業種は各種指定あり
事業税 (道税)	製造業 コールセンター 旅館業	機械、装置、建物、附属設備 (旅館業: 建物、附属設備のみ)	2,700万円超	5年間課税免除	—
	畜産業 (個人)	家族での労働日数が年1/3 超~1/2 以下	—		
	水産業 (個人)				

融資制度 (日本政策金融公庫・ふるさと財団)

分類	区分	対象要件	融資限度額	融資利率	融資期間
日本政策金融公庫	地域活性化・雇用促進資金	知事より承認された「企業立地計画」もしくは「事業高度化計画」に従って行う事業であること	7億2,000万円 (うち運転資金2億5,000万円)	2億7,000万円まで:特利③ 2億7,000万円以上:基準利率	20年以内 (据置期間2年以内)
				基準利率	7年以内 (据置期間1年以内)
	国民生活事業		7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	特利C(シー)	20年以内 (据置期間2年以内)
			基準利率	7年以内 (据置期間1年以内)	
ふるさと融資 (ふるさと財団)		対象費用1,000万円以上 (用地取得費除く) 雇用増 1人以上	13億5,000万円 (借入総額の45%以内)	無利子	5年以上15年以内 (据置期間5年以内)

